

令和四(2022)年度中東等産油・産ガス国投資等促進事業
／人材育成支援／国内研修
「イラン Tavanir 向け配電技術研修」
業務委託先の公募について

2022年12月22日
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター(以下「JCCME」)は、人材育成支援(国内研修)の一環として、イラン送配電公社(以下、「Tavanir」)およびエネルギー省の幹部・エンジニアを対象に、我が国の配電技術を紹介する国内研修を開催するところ、下記要領にて本件にかかる業務の委託先を公募します。

記

1. 研修の概要

- (1) 研修名称: イラン Tavanir 向け配電技術研修
- (2) 研修期間: 2023 年 2 月 13 日(月)から 17 日(金)
- (3) 研修場所: 東京およびその近郊(予定)
- (4) 目的: イランは人口の増加や産業の拡大により年々電力需要が増加しているが、供給体制が十分に整備されていない。そのため、年間を通じて電力需要がピークを迎える夏場には供給が逼迫し、時に停電が発生することがある。この問題を解決するには、発電能力の増強や発電効率の向上が求められる。それには海外からの最新の技術や機器・製品の調達が必要になるが、イランでは米国の経済制裁の影響によりその道は閉ざされている。このような背景から、エネルギー省および同省傘下で送配電事業を担うイラン送配(Tavanir)の関係者を招聘し、講義や視察を通じて我が国の配電における運営・保全ノウハウ等を紹介することにより、同国の配電分野(新設・改修・補修)において、将来、日本企業が有利に事業展開できる環境づくりを行う。
- (5) 人数 15 名(予定)

2. 委託業務(見積り)と留意点

- (1) 委託する業務
 - a. 以下の内容を含めた講義と視察(現地での説明を含む)のアレンジ
 - 日本の電気事業・配電事業についての概要説明
 - 配電事業計画、配電地中化、配電自動化制御など講義および関連施設の視察
 - 電力供給インフラ施設の視察
 - 参加者からの質問対応

b. 事業報告書の作成、提出

- 各講義のサマリー、主要な Q&A の内容、本委託業務を通じて知り得たイランの配電事業の課題や問題点に対し、我が国の技術やノウハウを活用した解決案、アドバイス等について記載する(A4 サイズで 5 枚程度、写真や図表等を含む)。

(2)資料および言語

- 講義資料は Power Point を使用し、英語で作成。
- 講義言語は日本語(当センターがペルシャ語の逐次通訳者を手配)

(4)研修期間内における委託業務遂行日

- 2023 年 2 月 13 日(月)午後
- 同年 14 日(火)～17 日(金)午前

3. 応募要件

- 日本法人(登記法人)であること。
- 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第三者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有する。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領(平成 15・01・29 会課第 1 号)別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

4. 応募書類

(1) 実施計画書(実施計画書には以下①～④の内容を記載)

①プログラム案

②講義の概要

③視察の候補先と概要

④実施体制

- 業務総括者を含む業務従事者の氏名、部署名・役職名、役割分担(業務内容)を一覧表で明記してください。
- 講師の略歴等を記載(添付)し、担当する講義に関して十分な知見や経験を有していることをお示してください。
- 本件問い合わせ先となる担当者の氏名、部署名、メールアドレス、電話番号を記載ください。

(2) 事業の概算費用(見積書)

- 講義用の会場費および備品レンタル費用、視察のための車両借上費、通訳費等は当センターが手配します。
- 費用の計上には、各々の積算根拠を明示した明細を添付ください。

(3) 類似業務の実施実績

- イランや中東向けに過去に携わった類似業務の実績があれば提示ください。(年度、内容、向け先)

(4) 暴力団排除に関する誓約書

- 「別添 1」に必要事項を記入・押印し、提出ください。

5. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価する。

- 提案内容(プログラム、講義および視察先)の充実度および有益性
- 実施体制の妥当性と講師の適性
- 提案金額とその内訳、経費構成の妥当性
- 類似業務の実施実績
- コンプライアンス対応

※ 評価は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて問い合わせや追加書類の提出を求めることがあります。

7. 応募書類の提出期限

(1) 提出方法:

Word、Excel、PowerPoint、PDF のいずれかの形式とし、パスワード付きの圧縮ファイル(Zip 等)にて、後述のメールアドレス宛に添付・提出ください。

(2) 提出期限:

2023年1月11日(水)17時必着分までとします。

8. 選定結果の通知

2023年1月16日週を目途にJCCMEのホームページに掲載する。

選定結果に関する問い合わせは不可とする。

9. 応募書類提出および問い合わせ先

一般財団法人中東協力センター ^{わやま} 和山 Email: wayama@jccme.or.jp

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所
社名
氏名

印